

## 飲食店(食品営業許可施設)等における受動喫煙防止対策の現状調査票

施設名： \_\_\_\_\_ 施設所在地：盛岡市 \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_ 氏名(役職等)： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 (日中に連絡のつく電話番号) 営業開始年月日： \_\_\_\_\_

令和8年6月1日時点での状況についてお伺いします(貴所の管理が及ぶ範囲内での回答で構いません)

問1 屋内の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに  を付けてください。

- 屋内は全面禁煙である。
- 屋内の一部に喫煙室があり、喫煙室は厚生労働省が定めた技術的基準※1に適合している。
- 屋内の一部に喫煙室があり、店舗の入口と喫煙室の入口のそれぞれに必要事項を示した標識※2を掲出している。(店舗全体が喫煙できる場所の場合は、店舗入口のみの掲出で可。)
- 喫煙室は喫煙以外の目的も含め20歳未満の者は立入禁止(家族や従業員も含む)※3にしている。
- 屋内の一部に「喫煙専用室」を設置。喫煙専用としており、その中での飲食等は行っていない。
- 屋内の一部に加熱式たばこのみ喫煙可能な「加熱式たばこ専用喫煙室」(飲食等可)を設置。それ以外の場所は禁煙としている。
- 既存特定飲食提供施設※3に該当し、「喫煙可能室(店)」として屋内喫煙可としている。
- 喫煙する場所の提供を主たる目的とする「喫煙目的施設」である(シガーバーなど)
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

※1 喫煙室の技術的基準(以下の条件①～③すべてを満たす必要がある)

ただし、店全体で喫煙できる場所の場合の基準は、条件②のみ。

- 条件① 出入口も室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること  
 条件② たばこの煙が室外に流し出さないよう、壁、天井等によって区画されていること  
 条件③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※3 既存特定飲食提供施設(以下の条件①～③すべてを満たす飲食店)

- 条件① 2020年4月1日時点で営業している店  
 条件② 資本金または出資総額5,000万円以下  
 条件③ 客席面積が100㎡以下

※2 必要事項を示した標識

- ・喫煙することができる場所がある旨を示すこと  
 ・当該場所への20歳未満の立入を禁止している旨を示すこと



問2 屋外の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに  を付けてください。

- 屋外に喫煙場所はない(敷地内全面禁煙)
- 屋外は喫煙可としているが、灰皿は設置していない。
- 屋外に灰皿を設置しており、営業時間外は屋内に片づけている。
- 喫煙場所は、人が多く集まる場所や歩行者が通る場所から離れている。
- 喫煙場所は、建物内にたばこの煙が入らない場所にある。
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

裏面の回答もお願いします→

問3 受動喫煙を減らすための取組として必要だと思うものすべてに  を付けてください。

- 喫煙者を減らす取組(禁煙補助薬配布・禁煙外来医療費助成)
- 喫煙場所を減らす取組
- 分煙環境整備に係る費用の助成
- 公衆喫煙所の整備
- 学校や企業への健康教育
- 公共性の高い場所での喫煙に制限を設ける (路上喫煙禁止区域の指定、歩きたばこ禁止など)
- SNS や広報等を活用した周知啓発
- その他 ( )

問4 受動喫煙防止対策に関する事で御意見があればお聞かせください。

設問は以上です。調査への御協力ありがとうございました。

**令和8年7月31日(金)までに御回答くださいますようお願い申し上げます。**



**【オンライン回答】**

👉 スマホで読み込み  
かんたん回答♪

**【ファクス】**

保健所健康増進課あて  
019-654-5665

**【郵送】**

020-0884 盛岡市神明町 3-29  
保健所健康増進課あて